

役員等の報酬及び費用弁償等の支給に関する規程

社会福祉法人春園会

役員等の報酬及び費用弁償等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春園会の理事、監事、評議員及び苦情対応第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償並びに旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 報酬は、役員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

2 費用弁償は、役員等が会議に出席し、又は本来の業務遂行のため服務したときに支払われるものとする。

3 本規程に基づき支給する報酬及び費用弁償は、勤務形態が常勤又は非常勤を問わない。

(役員等の会議出席報酬)

第3条 役員等が理事会、監事会、評議員会又は苦情解決第三者委員会（以下「会議等」という。）に出席したときは、別表第1による報酬及び費用弁償を支払うものとする。ただし、同一日に法人の業務遂行のため服務したときは、報酬及び費用弁償は支払わないものとする。

2 交通費の実費が費用弁償の額を超える場合は、交通費の実費を支払うものとする（次条まで同じ。）。

(役員等の業務遂行報酬)

第4条 役員等が理事長の命を受け、法人の監査業務に服務したとき、県若しくは市の実地指導等への立会いをしたとき、又は春園会の催事に出席したときは、別表第2による報酬及び費用弁償を支払うものとする。ただし、同一日に会議等が開催されてこれに出席したときは、報酬及び費用弁償は支払わないものとする。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人業務のため出張するときは、別表第3による旅費（交通費、宿泊費、日当）を支給するものとする。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給することができる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができるものとする。

(退任手当)

第6条 役員等に対する退任手当は、別に定める理事退任手当規程及び監事退任手当規程に基づき、支給するものとする。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務し職員給与を支給する役員は、施設の職員としての業務を除

く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(支給時期)

第8条 本規程に基づき支給する報酬及び費用弁償は、第5条第5項に定める概算払い以外は、1のサービスの完了の都度、現金により支給する。

2 前項の規定に関わらず、これによりがたい場合には、半期をまとめて支給できるものとする。

(報酬の総額)

第9条 第6条を除く本規程に基づき支給する報酬は、1人あたりの各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、支給することができる。

(補則)

第10条 本規程に定めのない事項が生じたとき又は改廃を要するときは、評議員会に諮り定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

| 区 分 | 報酬(日額) | 費用弁償額 |
|-------------|--------|--------|
| 役員等の会議出席報酬等 | 8,000円 | 2,000円 |

タクシーを使用し、本会が支払った場合は、支給しない。

別表第2(第4条関係)

| 区 分 | 報酬(日額) | 費用弁償額 |
|-----------|--------|--------|
| 役員等の業務報酬等 | 8,000円 | 2,000円 |

別表第3(第5条関係)

| 交通費 | 宿泊費 | 日当(日額報酬) | 備 考 |
|-----|---------|----------|-----|
| 実 費 | 15,000円 | 8,000円 | |

ただし、開催機関等が指定する宿泊施設の費用が上記宿泊費を上回る場合には、その額とする。